

掛川市規則第22号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年9月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年掛川市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第9号中「出産の日後8週間」を、「出産の日以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。